

平成29年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回） 会議録

1. 会議名称 平成29年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成29年6月5日（月）午後1時30分～午後3時
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階入札室
5. 出席者
委員
 中川会長、永山副会長、五十嵐委員、児玉委員、田村委員、豊田委員、三浦委員
事務局
 菊池財務部長、山田経理課長、大工原公契約担当係長、鈴木契約係長、上村、宇佐美
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
 会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
 （世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 1. 開会
 2. 委員委嘱・紹介
 3. 区長あいさつ
 4. 世田谷区公契約適正化委員会の答申後の取り組みについて（報告）
 - ・労働報酬下限額について
 - ・労働条件確認帳票（チェックシート）について
 - ・公契約条例の周知について
 5. 今後のスケジュール(資料1)
 - ・公契約適正化委員会
 - ・労働報酬専門部会
 6. 閉会

平成29年 6 月 5 日

世田谷区公契約適正化委員会（第 1 回）

午後 1 時 29 分開会

～ 自己紹介（略）～

会長 それでは、今年度第 1 回の適正化委員会を始めさせていただきます。それでは、まず最初に答申後の区に取り組みにつきましては事務局のほうからよろしく願いいたします。

事務局 それでは、私から御説明させていただきます。

レジュメの 4 に 3 つほど答申後の取り組み状況の項目が出ております。順次御説明させていただきたいと思えます。

まず 1 つ目、労働報酬下限額でございます。昨年 8 月の答申を受けまして、平成 29 年度から適用する労働報酬下限額を、予定価格 3000 万円以上の工事では公共工事設計労務単価の 85% 相当額、ただし見習いまたは未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者は、軽作業員の 70% 相当額としました。また、予定価格 2000 万円以上の工事以外の案件では、単価 1020 円ということにいたしました。例年の実績から予想しますと、この基準に当てはまる労働報酬下限額の対象となる案件は 500 件を超えるであろうという想定でございます。

2 つ目、労働条件確認帳票（チェックシート）についてでございます。事業者の皆様にご提出いただいておりますこのチェックシートでございますが、現在、見直しの検討をしているところでございます。適宜本委員会にも御報告させていただきたいと思えます。

3 つ目、公契約条例の周知でございます。答申でもいただいております公契約条例の周知につきましては、他の自治体の事例等も参考にしながら、現在チラシ、ポスター等を活用するなどさまざまな方法での周知を検討しているところでございます。

以上、雑駁ではございますが、具体的な区の取り組みを御報告させていただきました。

会長 ありがとうございます。今、簡潔に区の取り組み状況について御報告がありましたが、今のお話の中で何か事務局のほうに聞きたいこととか、そういうことがございましたら。

委員 労働報酬下限額についてなんですが、案件の工事ごとに条件として一番下のところに労働報酬下限額が適用されますよと書いてありますね。そのページを開くと、私も答申を出したのは熟練工に限って 85% としているわけですが、その熟練工がどこにも載っていないんです。前回調査しましたら、入札が終わって落札者と契約するときそういった書類はお渡ししてありますと。ですから、必ず熟練工という言葉は入りますと、そこです。ですから、パソ

コン上の画面では入っていない、入れられなかったということを聞いております。ちょっと見ていただけますか。

もう1点は、私は一番気にしているんですが、公契約条例、答申が出て進められているわけですが、公契約条例と同時に進めると言っていた入札制度改革が一向に進まない。あの答申の中にも入札制度改革のことをかなり書いてあるんですよ。中身を読んでいただければわかると思うんですが、そちらをもっと動かしていただけないかという希望であります。

以上2点です。

事務局 ホームページはこちらのほうで確認しまして、修正できるところは修正します。

事務局 前課長から、ホームページのほうは字数の制限があってそこまでは入れられなかったと聞いております。

それから、基本的に労働報酬下限額を定めるものですので、私どもの提示しているものは基本的に下限額をお示ししているものと認識しております。

それから、入札制度改革に関しましては、今年度から、例えばよい施工をしたベストテンの事業者にはポイントを差し上げるだとか、地元の区内に本店を置いているところにはポイントを差し上げるだとか、そういったことをやっています。まだ総合評価の入札はこれからなんですけれども、そういったところで、委員からしてみると遅々とした歩みにしか見えないかもしれませんが、着実に私どもとしては入札制度改革のほうもあわせて行っている認識でございます。

以上でございます。

委員 そういうこともあるんでしょう。確かに総合評価のポイントを上げるだとか、そういったメリットというんですか、いい会社にはいい点数をあげるという考え方は結構なんですけど、通常の入札案件で、今やられていることで、答申を見ていただければよくわかると思うんですが、いろんなことが書いてあるわけですね。例えば、1つ例を挙げると、積算数量をもっと正確なものにしてほしいと。今もらっている参考内訳は、あくまで役所の立場で言われますと参考ですよと。図面に書いてあることは全てやっていただかないと、予算の中に入れていただいただけでは困るということがあるわけですが、受注した側がもう1度その積算をし直すと参考内訳が違っている例がすごく多いんです。ですから、違うものに値入れして予算を組んでいるということは違う予算じゃないかということで、多くてもいけないんですけれども、少ないのが多いわけですね。数量が少ないほうがですね、項目が抜けているだとか、見方が違うだとか。その辺のところもぜひ改革していただきたいのと、それが例として1つですね。いただけないかということでもあります。

事務局 積算のことに关しましては、営繕担当課のほうで今検討しております、この秋ぐらいにはその積算についても検証しようということになっているというふうには聞いております。

会長 今のところは非常に重要なところで、区のほうの積算単価の話もあるわけですが、数量の問題であるとかそこら辺が違ってくると、積み上げるとかなり違ってくるので、その正確性というのは今後期していくように、区のほうはできるだけ早くそれは進めていかないといろいろと問題が出ると思いますので、よろしくお願ひします。

ほかにいかがでしょうか。

委員 先ほど課長からの御報告でも、昨年以降、年間でいくと約500件近い公契約の適用の契約があるということで、多分公契約条例ができている他の自治体と比べても、契約件数、適用件数というのは大変多いかと思うんですね。実際に契約をされた相手方もしくは働いている方から公契約条例について問い合わせないしは反響というか、どれぐらいあるのかと、実際にそれがどれぐらい履行されているのか、区のほうでどれぐらい把握をされているのかなというのが1点目です。

2点目に、ついぞと言っではなんですが、配らせていただいたシンポジウムの報告もさせていただければと思うんですが……。それは後にしますか。

会長 では、その問い合わせを先にいきましようか。

事務局 問い合わせについては、特段のものはございません。ただ、労働報酬下限額については御存じのようにチェックシートでしているわけなんですけれども、チェックシート、下限額を割ってしまったという例も幾つかございまして、それはそのように申告があったものでございます。1つは、川場村での工事ですね。ですから、向こうのほうの相場と合ってこないよという話で、そこは労働報酬下限額よりもさらに低い賃金で雇っているという申告がありました。それからさらには、例えば社会福祉法人みたいところで、特養老人ホームだとか幾つものところに事業者さんを派遣しているというか、働いていただいているところなんかは、私どもの契約の中では確かに労働報酬下限額の対象にはなってしまうんですけれども、ほかの施設とのバランスがとれないということで、どうしてもこの労働報酬下限額を遵守することはできませんよといったような例がございまして。

委員 あとは履行状況がどうかというのは、そういう確認をしているということ。

事務局 基本的にはチェックシートで行っているということになるものですから、その内容について現場に行っでどうのこうのということとはしてございませぬ。それが実態でございまして。

委員 例えば、建築工事であれば契約した現場がこの現場ですと。そこでどれぐらい告知されているか、宣伝されているかということもそうなのですが、特に委託でいくと、どこまでこの契約が公契約条例の適用なんだと、もしくは報酬下限額が適用されるということが周知できているのかなというのは正直疑問なところもあります。特に委託契約についていくと、区のこの間の報告でいくと、物品、物販も含めてほとんどが適用だというお話になってしまっているんですが、契約がそういうふうになればなるほど、そもそも公契約条例の何が適用なのかがよくわからなくなっていってしまいます。僕は今年度の課題だと思うんですが、委託契約の中で何が適用されて、どういう人たちが適用されるということを何らかの形ではっきり明確に、例えば、委託契約のうち人件費比率が例えば50%以上とか60%以上の契約が適用なのか、どうなのかというような何らかをししないと、何か物を買ってこれも契約適用ですということ、正直、もともと条例の趣旨と異なってくるのではないかなと、そういう理解でいます。

事務局 その辺については課題認識は持っております。工事とかに比べてわかりにくいということは確かだと思しますので、今後検討していきたいと考えております。

委員 関連ですがよろしいでしょうか。きょういただいている条例の第3条第3項なのですが、「物品調達、請負、役務の提供等の質及び適正な価格が確保されるために、正確な積算等着実な事業計画に基づき、公契約が締結される」とあります。建築の場合は割合、積算内訳・構成も社会保険費用などにまで踏み込んだ標準見積書みたいなものができています。けれども、業務請負は今の話にありますように、今まで内訳書やそういうたぐいの積算の根拠になっている資料をとっておりません。どうなんでしょうか。総価方式で入札するだけということですか。

事務局 基本的に契約後に内訳書をつけていただいていることが多いです。

委員 契約後に内訳書？

事務局 はい。

委員 そうすると、その中には労務費あるいは機材費とか、そういう内訳はどのような構成になっているのか、できましたら内訳書のデータ、そのモデルを見せていただき、これからの議論の参考したいのです。

事務局 では、後ほど具体的にどういったものが必要なのか教えていただければ。

委員 いや、現在やっている費目で結構です。

会長 どういう費目で構成されているかということ。

委員 これは委託の内容によって異なると思います。ですから、何種類か基本的なパターンでいいのです。そうでないと、適正な価格の検討が難しくなる

と思うんですね。

会長 請負で決まりましたと。そのときに明細が出てくる。それがどういう費目で構成されているのか、その額云々ではなくて、請負の種類みたいなものがないとまたわかりにくいんだと思うけれども、そういう種類に応じてどんな費目が上がってきているのかということです。そこら辺はものによってきっと違うんだと思うので。

事務局 そうですね、多分まちまちだと思います。

会長 そこら辺がどんなバラエティーが……。

委員 全てとは言いませんので、基本類型みたいなものがございましたら。

会長 バラエティーというよりもどういう事柄が対応になるかという。

検討、それから資料提出をよろしくお願いします。

委員 今、下回っている例としていろんな施設に派遣しているような場合にはそのバランスとして下回っているケースがあるという話なんですけれども、世田谷で働いている以上は、いろんなバランスでというのをむしろってはいけなくて、ちゃんと世田谷で働いているのだったら出さなきゃいけないケースで、許される例ではないような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

事務局 確かにおっしゃることはそのとおりなんですけれども、ただ、事業者側の事情からすると、世田谷で働いている人もいれば、それからほかのところで働いている人もいて、それを区別するわけにはいかないという言い方をされてしまって、それ以上私どもも、これは特に強制力があるものではありませんので、その辺のところはお話を伺ったということになるわけです。

委員 話としてはわかるんですけれども、条例ができた以上は、それを許してしまったら骨抜きになってしまうのではなかろうかと。

事務局 許しているわけではなくて、もちろん私どもはそれを守って下さいねというのがあくまでも姿勢なんですけれども、そういう言い分をされてしまったと。今は、実態がどうなんですかというお話があったので、ちょっと実態の話としてお話をさせていただきました。

会長 先ほどの話で言うと川場の事例が挙がっていましたよね。そうすると、最低賃金は全然地方によって違いますから、川場の案件、川場だとか、あと世田谷絡みで言うと河口湖も出てくると思うので、その案件に区内業者も応札できる。それから、地元も恐らく応札できる。そのときの最低賃金というのが、世田谷のところでは1020円だと1020円でやっているけれども、そっこのほうは800幾らぐらいの額になっていると。その対象のところ、世田谷も応札すると、価格的なところで言うとどうしても不利になっちゃうわけですね。あとは立地上の問題で、そこで実際にやるのかどうかということはあるのであれなんだけれども、そこら辺で地元業者、川場だったら川場の地元業者であると

か、富士吉田になるんでしたっけ、河口湖は。そこの業者が出してきたときの最低賃金が下げざるを得なかったというふうに僕にはさっきの話は聞こえたんだけど、そこら辺はきっと、僕の感覚で言うと地元のところの最低賃金だったというところで見えていくのかなと思うんだけど、そういう意味とはちょっと違ったのかな。

委員 私が言ったのは、世田谷区内の仕事に関しては、そこの業者がほかのところもやっけていてもっと安くほかの人に払っているかもしれないけれども、条例ができた以上は世田谷の仕事については守ってもらわないと、事実上、ではいろんなところでやっけていっているところは骨抜きしていいというのを最初のところからつくってしまうのはいかなものかという話で、ちょっと。

会長 済みません、話がちょっと。

事務局 私どももそれを決して許しているわけではないんですけれども、あくまでも指導しなくてはいけない立場だということは理解しております。

委員 一応公契約条例の適用対象事業となれば、それを承知で入札されるはずで。条例で決められている労働報酬下限額なりその他の要件を承知の上で契約するはずなので、知らなかったとって、それを許す、許さないの問題とはちょっと問題の所在は違うと思います。

事務局 知らなかったと言っているわけではないんです。

委員 逆に言うと、周知が足りないというケースが起こり得るということでしょう。

事務局 はい、そうです。

委員 そこは問題なんですよ。

事務局 それは答申でもいただいたように、周知を図りなさいということは当然書いてございましたので、我々はそれについてまずはやっけていかなきゃいけないと認識しているところです。

委員 欄外にこういう、これは適用事業ですよという注書き程度のものではなかなか周知されない気がします。どうでしょうか。もっと刮目されるような表示をすべきでしょう。徐湯令の適正運用を図るにはそういう周知、浸透するようにはしておかなければならない。その意味では先ほどのパンフレットですか、あるいはチラシ、ポスター、その他やっぱり事業所に働く人たちはもっと契約に際しても立ち会っていないわけですから、そういう人たちもこういう条例があることを知らせておくことが運用の必要要件になります。

事務局 そのとおりだと思います。

委員 そのとおりやっけていくにはどうしたらいいんでしょうかね。

事務局 それを今検討しているところでございます。例えば、区の広報板があちこちにあるかと思うんですけれども、それにポスターとかチラシみたい

なものを掲示して、そうすると、そこを通った方に、公契約条例は区民の方にまだまだ知られていないということは確かだと思いますので、まずはそんなところから始めてみたいとは考えております。

会長 あとは、入札条件書みたいなのところには記載されているんですね。ネット上にしても何にしても、そこには記載されている。だから、本来だったらそれをちゃんと読んでいる事業者のほうは知った上で対応していると。それに対応していなければ、ちゃんと合わせてくださいということはやられているという理解でよろしいんですね。だけれども、それでもさらに下げてくる業者がいると。

事務局 公告された発注案件表の一番下に書いてあります。ですから、必ず事業者の方は発注案件の一覧を見ると思うんですけども、それをクリックすれば、その1ページ目の一番下に対象の契約ですよということは書いてございますので。

委員 最初にこの案件は適用案件ですよとかという明示的な表記はできないのですか。

事務局 最初というのは……。

委員 全部、上から下まで読まないとわからないということではちょっと(見落とすことななりませんか)。

事務局 いや、でも発注案件表の1ページ、表紙の一番下に書いてあるものですから、そこは必ず見るはずですので、わかっているかと思います。

会長 その辺、何かございますか。

委員 我々事業者ですから、やっぱり入札の案件情報に書いてあるのを見ますね。それは、恐らくどの事業者さんも認識していないことはないんじゃないかと思いますがけれども。

委員 ただ、適用事業案件ですよということはわかっても、その適用がどういう内容の条例かということはどうなんでしょうかね。事業者の中でどれほど中身が理解されているのでしょうか。

会長 それからは周知の問題ですよ。

委員 そういう意味で言うと、先ほどの課長のこれは努力目標だと言ってしまおうと、別に強制力はありませんよ、努力をしてくださいねと、できるだけそうしてくださいねというだけですよと言ってしまえば、それは守らなくても結果は落札をして履行しさえすればいいんだということになっちゃうと、多分せっかくできた条例の意味が全くないざる法みたいな形になってしまうんじゃないかなという気がします。多分、ペナルティーをつける、つけないという問題でいくと、今、現状世田谷区ではペナルティーは今つけるべきではないんじゃないかということで、ペナルティーがないのと守らなくていいということは、

全くそこは同一ではないと思うので、その運用の仕方はまた今年度ぜひ検討課題の中に入れていただければと思います。

会長 幾つかの案件が出てきて、それを守っていないもので入札決定したものが果たしてどの程度あるのか。それが非常に多くなっちゃうと、逆に言うと問題になっていくので、そこら辺はその状況を……。

事務局 ただ、申告ではあるんですけども、言ってきた業者は年間でそれぐらいでした。ですから、ほかのところは基本的には守られていると私どもは認識しているところです。

委員 守られていない場合はわからないというのが正確なのじゃないですか。

事務局 正確にはそうです。

委員 守られているだろうという認識にはならないんじゃないか。

会長 それはもう1つのチェックシートなんかとの絡みも出てくるところですね。

ほかにございますでしょうか。

あと、委員のほうからありました、私はちょっと出られなくて、25日にシンポジウムがあって、そのときも幾つか御意見があったようなので、その分をまずお願いします。

委員 それでは、若干報告をさせていただきます。

きょう後から配らせていただきましたこちらのアンケート集計表になりますが、5月25日に私ども公契約懇談会と、田村さんの所属されている連合世田谷さんと共同で公契約シンポジウムを毎年やっておりまして、ことしで9回目でした。きょう御出席の部長、課長、係長にも御出席をいただき、また区長にも御出席をいただいているシンポジウムになっております。約200名の御参加をいただきまして、ただ、前提条件として組合関係者が圧倒的に多く参加をしております。ですので、アンケート結果も当然組合の立場の方が多いということで御承知をいただければと思います。ただ、今回委員にも実は御参加をいただいております、また一方で、事業者団体から約二十数名の方も御参加をいただいております。

この中でいろいろ意見等々があったんですが、やはり公契約条例の労働報酬下限額を進めるのと、当然そこに車の両輪と言われる入札制度改革が両方が回ることがこの条例を支えることだ。要は、下限額がちゃんと払える価格で元請事業者が受注できなければ、それは当然払えないよという話が1つの大きな課題だったかと思います。

参加者の方にアンケートをとりまして、そこに集計表が出ております。細かくは御説明いたしません、公契約条例について知っているか知らないか

ということですので、2番目でございますが、組合関係者が多いということを知っているという方が約9割、89%おります。ただ一方で、内容はと聞くと8割以上の方が内容についてはよくわからないという結果になっております。

1枚めくっていただいて、報酬下限額が高い、安い云々については、4番目、5番目、建築と委託と出ております。妥当と答えている方も多いですし、まだ低いという答えも多くあります。

6番目の問いで世田谷区の入札制度について、ただ、ここは70%ぐらいの方が改善の必要があると答えております。やはりこの入札制度改革が進まなければ、先ほどの公契約も絵に描いた餅となるのではないかと考えております。

その後、個々の書かれた意見をずっと書いてありますので、これは後ほどごらんいただければと思いますが、ぜひともこういう、私どもとしてもシンポジウムを通じて公契約条例の中身について周知もしていきたいと考えております。当日、課長にも公契約条例のこの間の経過や中身についても御説明をいただいたりしております。ぜひともいろんな機会での公契約について周知をしていければと考えております。

あともう1つ配ったのは 委員の資料なので、後ほど御説明をいただければと思います。

会長 ありがとうございます。これまでの経緯についてはいかがでしょうか。さらに御質問、お聞きになりたいこと等ございますでしょうか。

この後は今後のスケジュールの話がございしますが、どういうことをこの中で、今期、2期目のこの委員会で議論をしていくのかということ、これがあってある意味ではスケジュールが決まっていくというところもあると思います。先ほどございましたけれども、入札制度の改革自身、その周知みたいなことも含めて、実際に昨年議論していた内容の事柄もございしますし、それから、最低賃金等が変わってきたことに伴っての幾つかのさらなる検討課題ということもあるかと思っております。

前期、必ずしも十分にこうあるべきだという話ができなかったところの1つが入札制度のあり方という事柄なんかもあるかと思っておりますが、その点について 委員がメモをつくられたということなので。

委員 3ページほどの簡単なメモですけれども、1とありますのは、今年度何かあればということだったのですが、諮問書が今回はないという区長のお話もございました。それを受けた形で言うならば、やはり最初の諮問書が2つのことを求めておりました。1つは、条例の適正な履行を図る、その議論を適正化委員会は検討してほしいというのが第1。

第2点は、今2名の委員からも出ました入札制度改革、これをぜひ今年度はやらなければいけないと思っております。その意味で、その論議を少し前に進めたい

ということが私の個人的な希望であります。具体的には、この前シンポジウムをやった折にも 委員が指摘されていたことだし、また、昨年の答申書の中でもこのことはうたわれている点です。設計段階から積算、あるいは値入れ、予定価格の設定あるいは公表、入札方式、これも幾つかの入札方式があります。先ほど課長さんも指摘されたとおり、総合評価方式等をいかに活用するか。この辺が改善の課題と思います。それに加え、工事の施工工程をいかに適正に行うか、これが下請問題その他重要な難しい領域の課題もあります。それらを含めて条例の適用と適正な履行とをあわせる。中でも入札制度改革は今言った設計段階から完工までの全体工程を指すものと考えているわけです。それについては答申の中でも書かれていることです。この点は、新しく係もできたことでもあり、関連する部、課等との協議をし、この委員会と連携をしながら入札制度改革の具体的な改善をぜひ検討してほしいというのが総体的な意見です。

2番目です。何を求めているかということ、まず一定のデータが必要ですので、2年前、委員会の冒頭で入札制度適用対象事業構成についてのデータをいただいています。ことしは出していただけないのでしょうか。これは議事録をとっていただければすぐ、わかります。第1回目の資料です。もしないとおっしゃるなら、持ってきてもいます。これは区が御用意いただいた資料です、第1回目の資料なんです。これは記録を読めば出てくると思うんですよね。

事務局 対象案件のお話でしょうか。

委員 そうです。できれば対象案件の一覧と入札の最新の結果。契約に至ったものと不調不落状況等です。こういう報告もありましたが、これを出していただけませんか。

事務局 出ないとか出るとかではなくて、今回は区長の挨拶にあったように諮問がない形にはなってしまうんですね。ですから、去年とはちょっと状況が変わっているというか。

委員 変わったということはおっしゃっていませんでしたね。ないというだけで。

事務局 諮問がないということをおっしゃっていたかと思えます。実際に...
...

委員 だから、僕は継続するものと理解しています。このことを最初に申し上げたとおりです。何もなければ委員会で求めていいわけですね、特になければ。委員会がこう求めるということがあればよろしいわけですね。

事務局 基本的には、今回は労働報酬下限額について検討していただくということで。

委員 いやいや、私は入札制度改革がことしの重点だと申し上げているので、そちらで決められると困るのです。

事務局 いや、私どもとしては答申をいただいたものですから、答申をいただいたものについて検討してくのは区であるというふうには認識しております。

委員 もちろん労働報酬下限額も答申します。けれども、入札制度改革にも幾つかの提案をしているはずなんです。

事務局 はい、いただいております。ですから、それを検討していくのは区というふうに私どもは考えております。

委員 いや、区と、この委員会もその適正な履行を進めることが我々の課題でもあると思う。そういう自覚の上で求めているわけなんです。データを出さないというならば、(委員会が)請求すれば出しますよね。

事務局 私どものほうの進め方としての案と同時にお考えをいただきたいとは考えているのです。そのスケジュールと乗っかって……。

委員 スケジュールとは別です。データが出ないのかということですよ。

事務局 それは委員会としてデータが欲しいということなのではないでしょうか。それとも、先ほど個人的というお話があったんですけども。

委員 個人的というのは、一委員としてという意味です、誤解のないようにしてください。一般市民、国民として言っているのではないのです。ここに出席している委員の1人としてこの意見を申し上げるということです。メモをつかったわけですよ。世田谷区民でもありませんので、国民として言う権利はここではないと思うのです。

事務局 そんなことを申し上げたのではなくて……。

委員 だから、どうなのですか。出さないというなら。

会長 ことしの委員会の役割として、答申云々かんぬんというのはないんだけど、委員会の役割として、職務内容ということでいただいているのは、公契約条例及び入札制度改革に関する事項等について調査及び検討という、これは皆さんのところに回っていると思うんですね。それで、要はこの調査及び検討を行っていく上で必要なものは委員会として事務局のほうにお願いをしていくということは当然あることかなとは思っています。

それを検討していく上で、先ほどの区長の話だとかというのは、全体で何件あって、歳入にかけているものもきつとあるとは思いますが、それから結果的に不調になって、さらに単価等の見直し等もある、そこら辺が件数として何件ありましたみたいな、そういうものはそれなりに、その内容であればという。事務局のほうとして出せる範囲のものであるとか、そういうことは幾つかあると思います。それは事務局のほうに検討いただっていくというところがあるとは思っています。

対象工事案件一覧というあたり、これは個々の工事案件の具体名称は出てい

ない。

委員 契約したものはもう出ている。関係ないんじゃないですか。

会長 いや、出ていないと思います、この場には。入札監視委員会の役割としては、ちゃんと適正に行われたかどうかというのはいただきますが、監視の立場にはありませんから。そうすると、具体的な案件というのは区としても出せないと思うんですね。出す場所がきっと違う。例えば、総合設計制度では何件ありましたとか、一般競争入札では何件ありましたというあたりまでは出てくるとは思うんですけども。それから、契約の額で言うと3000万円以上のものについての工事種目が入るかもしれませんが、そこら辺の件数というのは可能だろうとは思うんですけども。

それは事務局の方で検討していただいて、我々の欲しいのは、いわゆる入札制度がどうあればいいのかということの検討であるとか、それから……。

委員 落札率なんかはよく出ますよね。

会長 ええ。そこら辺を検討していく上で必要なものを出してもらうということでもよろしいんじゃないですかね。

委員 これはやはり公契約条例を検討する上でのデータとして必要なものだと思いますので、ぜひお出しいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局 個々の件名という形ではお出しできませんけれども、件数はこちらのほうで集計したものをお出しすることはできるので。ただ、今すぐというのはちょっと難しいので。

委員 例えば、委員会限りでもいいのんです。どういうことが問題になるか。参考にしたいわけです。例えば、委託で言えばどういう分野に落札率等の問題が出るのか出ないのか、そういう状況判断をして改善のポイントを考える必要があると思います。

会長 それは工事種別という理解でよろしいですか。

委員 種別でもいいし。

会長 だから、同じ工事種別であったとしても、例えば一定の道路だったら道路で、単純に言うとこれを4つに切っているものと1本でやっているもの、そこら辺を分けて出してくるというのは、道路工事という種別だったら何件とかということはお出しは出やすいとは思いますが。

委員 どこそこの工事現場という、例えば都道何号線とかという、そういう表示はできないということですね。

会長 それで、4つに分けたやつで言うと4件で出てくると。

委員 そうすると、工事場所がわからないと1つの工事を4つに分けたのか、1つになっているのかわからないわけですね。

会長 単純に言うと、入札監視委員会のところも4つに分けているのか幾つ

に分けているのかというのは、発注時期の事柄なんかもありますから明確にはわからないんですね。それは発注時期の問題もありますし。

委員 落札案件についても出ないわけですか。

会長 これとこれがつながっているのかというのは全然わかりません。

委員 なるほど。それは一緒だということは、どういう方法で調べるとわかるのでしょうか。工事箇所名を拾えば、何々通り何丁目何番という地目はそれぞれ指示されているはずで、調べようとすれば、そのデータさえつなげていける情報があれば。

会長 というよりも、それをつなげる必要がある議論があるのかないのかなんですね。

委員 特に、後で触れることですが、これは何度も土木関係で出てくるんですけども、要するに歩掛というのが非常に工事規模によって不適切な歩掛になってしまうケースが、特に小さい土木工事の場合多いということです。つまり、それは不調不落の1つの要因にもなっているし、工事そのものの質にもかかわってくるんです。歩掛の差が適切かどうか、これらに対する修正をどういうふうにしたらいいか、そういう論議がないと、改善の具体策は提案できません。そのために必要なデータなのであって、何か入札状況に何らかの政治的な意図を加えるのではない。条例の適正な運用を図る観点だけですから。ここだけの議論にデータを出してくれればいいような気がします。

会長 前の委員会のところでも、委員からも平米単価の問題だとか、建築工事との違いというのはそこら辺が結構出てくるわけですね。

委員 今の話でいくと、今会長たちがやられている入札等監視委員会がありますね。そこで出てくる、例えば土木の入札の落札率であるとか、その辺の問題が出てきたときに検討委員会の方が発言されている内容を我々は読むわけですね。そうすると、当たらずとも遠からずのところもあるだろうし、ちょっとこれは違うんじゃないかとか、やっぱり我々は実際に入札で応札していく際には案件がありまして、大体予定価格が出ていますね。現場の場所の地図が出て、住所が出ていけば、その現場がどのような現場か大体想像がつくわけですね。その現場において、これぐらいの施工規模があって、予定価格がこれぐらいだと、ああ、これはいい工事かどうかということは大体入札前に峻別がつくんですね。そこで、これは希望してやってみようか、これは最初からもう利益が出ないだろうという判断をある程度入札前にして、それで応札しているわけですね。

ですので、実際の入札の結果の、今区のホームページでも出ている落札の不調というか、要するに不調になっている案件をピックアップしていけば、そこにある案件情報がわかれば大体問題はわかると思うんですね、僕は。自分は土

木のほうですけれども、土木に関してはなぜこれが不調になったかということは大体想像がつくと思っています。多分、恐らく 委員なんかは建築でもこれがなぜ不調になったかということは想像つくと思うんですね。だから、そこら辺のところを去年、例えば28年度に不調になった案件にどういう問題があったかということピックアップすれば大体想像がつくのじゃないかと思うんですけれども。

委員 やはりそういうデータは少なくともこの委員会の前にでも出していたらと、改善策に向かう方向が見えてくると思うのです。

委員 例えば、去年の28年度に不調になった案件がありますね。その案件情報と予定価格と現場の状況がわかれば大体、僕は土木の工事については想像ができるんじゃないかと思えますけれども。逆に、内訳まであればもっとわかりますけれども。

委員 議論が有効になるためにも、そうした情報ないし事実を出してもらおうと改善策がそう外れないものが出るのじゃないかと思うので、ぜひそのところは配慮していただけたらと思います。

会長 その部分については少し検討を願うということで。いろんな状況があって、結果として適正な積算単価になっていたのかと。それは発注する箇所の、財務という箇所、土木で言うと土木の担当のところの問題にもなるわけですね。あるところの舗装をやろうとして、例えば高速道路がそれにクロスしていたと。その工事をやろうとしたとすると、この工事だけで考えるとそれなりの値段が出るんだけれども、実はその工事を進めていこうとすると、極端に言うと下の高速道路を一部とめなくちゃいけない。そうすると、そこら辺はこの積算単価のところに乗っかってこない、だから不調になるとか、そういうのは世田谷の場合あったかどうかは全然わかりませんが、ほかのところではそういうのが出てきて、それで一度不調になってそこら辺の見直しを行って入札がされたと。そこら辺というのは、積算するところ自身といいますか、現場自身の問題、現場というか、発注箇所というんですかね。その問題みたいなことも出てくる、あるんですね。

委員 現場特性といいますかね。

会長 ええ。

委員 というようなことがあるので、もちろん全部出せというわけじゃないので、特に契約上少し問題が見えたものだけでも出してくれると、例えば、前年度全体でどのくらいあったのかというようなこと、あるいは今年度は4月、5月の2カ月しかないのですが、この間に出ていることを出していただき、検討の素材として有効だかということです。

業務委託については2ページ目の「改革の基本」です。これも繰り返します

が、広報体制です。これは4つの対象があります。事業者はもちろん、労働者、それから区民の理解がどうしても必要です。先ほどおっしゃったような区の広報、ポスター、チラシでもいいと思います。それから対職員(への広報)ですね。これらを加えていただき、条例施行規則第3条に沿う広報体制をより具体的、迅速にしていきたいと思います。これが第1です。

それから、チェックシートの改善です。これは 委員からも出されていたと思います。その提案を含めて有効なチャート改善をしていきたいと思います。現在のシートは多分労働基準法の遵守チェックシートが基本ですので、条例適用のためのチェックシートに具体化していきたいと思います。これが方向です。

チェックシートは労働条件だけではなく、その現場の労働環境等にも踏み込んでもらいたいと思います。先ほど申したように設計段階から完工までの全体チャートが必要です。国のほうでは、国土交通省が施工体制台帳に沿ったチェックリストを持っています。このシートは事前確認から始まり、現場確認、それぞれの項目と具体的なチェック事項についてガイドラインがあります。それらを手がかりに施工体制台帳のそれぞれのチェック・ポイント、とりわけ下請関係改善に処するようチェック課題をぜひ詰めていただけないだろうかということです。ですから、労働条件のチェックシート以外の施工体制台帳等を活用したチェックリストを作成していただけないか、あるいは作成していこうではないかということです。

それとあわせて、どのように実行体制が進んでいるか、改善の実績をサンプリング調査でいいと思いますけれども、ぜひやっていただきたいと思います。これは賃金とか下請取引についてそれぞれ施工体制台帳等をもとに運用可能だと思います。これらを応用し、全数調査などは要りませんが、具体的に幾つかのサンプリング調査でな実効性を調べるチェックをしていただきたいと思います。それが3ページの5)、6)です。

それから、先ほど委託については内訳書をぜひ、幾つかの類型ごとのモデルを出していただき、労働条件遵守のためにはどういう改善が必要かという事業改善の方向を検討する。これら作業なしにはなかなか報酬下限額だけ決めるだけでは不十分で、「車の両輪」になりません。ぜひこれらを進める議論を今年度していただきたいと思います。それらが希望です。

以上です。

会長 ありがとうございます。この中でのチェックシートについては、今区のほうでも先ほどのお話では見直し、検討というところがあって、今、 委員のほうからあったようなことも含めて、見直しの中で検討を願うとともに、委員会としては 委員のほうからさらにまた御意見等々もいただいて、それをもとにこの委員会で議論することが出てくれば議論をしていくというような

ことかと思えます。

委員 補足的にもう1点ですけれども、昨年、梅田課長もおっしゃっていたと思うのですけれども、設計と積算の同時発注ではない方法をテストしているということをおられました。その結果、実績は出ているのでしょうか。設計、積算を分離するかどうか。具体的に試行の中身は聞いていないのです。

委員 積算協会に案件のチェックを依頼するというやつは、実際にされたかどうか。

事務局 それは先ほどお答えしましたように、営繕担当課のほうで今検討しておりまして、この秋とかには実施に向けて今検討しているところでございます。

委員 そうですか。それはこの委員会にいずれ報告される可能性はあるのでしょうか。

事務局 スケジュールが合えばなんですけれども、多分、秋に実施してというとその結果が出てくるのが年明けぐらいになってしまうと思いますので、2年目の最初のときの委員会とかに御報告という形になるかと思えます。

委員 私もその話は聞いておりまして、具体的にそういったことでチェックをすると、積算協会にお願いしてチェックするということなんですが、私は積算をやったことがある立場の人間から言いますと、チェックでは見落としだとか間違いは見つかりません、本当に拾わなければ。

委員 そうですね。

委員 図面から一から、要はもとからできた積算を、これは合っているか合っていないかではわからないと。

委員 そう思います。

事務局 営繕担当課のほうでもそんな声を聞いていて、それで今検討していると聞いております。

委員 そういうことに1年はかかると去年から言っている話です。今年度中に一步でも改善してほしいのです。

今、国土交通省は建設に関して言うと、「建設産業政策会議」をやっておりまして、いよいよ最終段階に来ているようです。その中には発注者と受注者との間の適正な調整が重要な課題であるということ、その幾つか課題が出されております。でき得ればそういう流れと一緒に速やかな改善を進める必要があると思えます。

委員 今国交省のほうではもう進めていると思うんですが、参考内訳に疑義があった場合は業者のほうから異議申し立てをして協議すると。増額になる場合もありますと、そういうことをはっきり言っていますので、もうその方向で動いていると思えます。

委員 つまり、これは泣いてくれというのはなしにするという方向。

会長 今積算単価というか、そこら辺というのは変動しているんですか。それとも、ここ数年の変化から少し安定しつつあるのか、安定はしていないんですかね。

委員 ことし3月に労務費の改定があったんですけれども、上がったものももちろんあれば、下がっているものもあるので、そろそろ労務費の単価というのは頭打ちになっているのじゃないかと思っています。そうした中で、結局労務費が変わらないと基本的には歩掛かりというのは余り変わっていませんから、上がってはいかないのじゃないかという感じはします。

委員 単価というのは非常に難しい話で、仕事量が多ければ上がる、仕事量が少なくなると下がっていくんですけれども、本当にはっきりしているんです。

委員 土木の場合は、委員おっしゃったように数量の間違いというよりも、やっぱり実際にこの平米数を何日でできるかという歩掛かりの問題のほうが大きくて、実際のこの現場ではこれだけやり切らないだろうとかという問題のほうが実は大きいかしらと思います。その辺の歩掛かりをどういじるか。例えば、商店街で仕事が本当に夜の9時からできるのかとか、朝の9時から本当にできるのかとか、時間の制約があるんじゃないかとかというところが実際は見えてこないわけですね。そういうときに一律、例えば施工の係数を掛けて、例えば8掛け、最初から8で割り込むとか、コンマ8で割り込んで、約2割増しになるんですけれども、それぐらいの単価に積み上げていくとですね。そういった補正をかけて、要するに都市土木の場合はこう積算単価を上げていくというぐらいしか、今は手当てはないのじゃないかと思っているんですけれども。

会長 今のお話も前の答申の中には書きましたよね。

委員 書きました。

委員 そうですね。実際にそうした不落だった場合に、世田谷区のほうで随契でやるところを今は探して、どうでしょうかということをやっているんですけれども、そのときに予定価格というのは上がってはいませんよね、今。その予定価格が上がらないままにやり手を探すということについての限界というのがあるのじゃないかと思っていて、やっぱりそこは不落だったのだったら積算をもう1回見直して、単価を上げて、予定価格を上げて、再入札をかけるなり何なりするというのが正しい筋道ではないかとは思っていますけれども。

会長 ほかに何か今期の委員会等において、それから、労働報酬専門部会のほうもあるかと思いますが、検討していったほうがというのは、きょうでなくてもおいおい出していただければと思っています。

ほかに何かございますか、よろしいですか。

先ほどから 委員のほうからも今期の課題、検討すべき事柄ということで

幾つか提起されていますが、その中で幾つかの資料等々のこともあります。この点については事務局に検討していただいて、あとは私のほうとも調整して、ここまでは出そうよとかということの上で委員会に出してもらって、それをまたベースにして議論をしていくことができればと思っております。よろしくお願いいたします。

次の議題が今後のスケジュールということですが、そちらに入ってよろしいでしょうか。今後のスケジュールということで、お手元に資料1があるかと思えます。今年度の予定、次のこの委員会自身は10月上旬という話がありますが、この辺は幾つかの改定額の決定だとか告示であるとか、そういったようなことに間に合わせていこうとすると、2回目がこれ。その後、この委員会として先ほどの公契約制度のことなどもありますし、そこら辺、さらに次年度に向けて検討するための委員会というものも必要になってくることがあるかと思えますが、この日程について事務局のほうからお願いします。

事務局 それでは、資料1に基づきまして、今年度の日程について御報告させていただきます。

先ほど来出ておりますように、答申でいただいた課題につきましては引き続き内部で現在適宜検討しているところがございますので、委員会のほうにも情報提供しながら今後も進めていきたいと思っております。今年度は、先ほど区長からもありましたように諮問がないということですので、基本的には労働報酬下限額の審議、部会の活動となっております。委員の皆様もお忙しいことと思えますので、開催回数は少な目にとということで、今年度は労働報酬専門部会も含めまして記載の4回程度を想定しております。上から、本日の6月5日が委員会でございます。その後、専門部会の第1回目を7月ごろ予定しております。それと翌月、月1回ぐらいのペースで予定しております。10月に専門部会の報告等がまとまることを見込み、同日で、この適正化委員会を開催するというような案をここに掲げてございます。

来年度の予算が絡むものでしたら、この10月の中旬に間に合えば予算要求にも反映できると考えております。11月から3月までについても、改定がもし決まればそういった決定、告示といった手続になってまいります。

来年度につきましては今のところ未定でございますが、このあらあらの日程案につきまして、何か御意見がございましたらお願いしたいと思います。

以上です。

会長 いかがでしょうか。

委員 再三申し上げて恐縮です。ことしの重点課題はやはり入札制度改革と称しているのですが、入札のところだけではなくて、積算に始まり、それから施工段階に入ってから改善策をどう取り上げるか、それが昨年以来の課題で

す。少なくとも8月の労働報酬専門部会等にぶつける格好でいいと思うのですけれども、ぜひ適正化委員会をもう1回か2回ぐらいふやしてもらえないだろうか。

会長 10月までの間という意味ですね。

委員 間ですね。もうそれ以降は予算等に入ってしまうので、なかなか実効性ある議論につながらないという意味か、やっても私のほうは退職しておりますので時間はありますので、余り忙しくはないので構わないですけれども。できるだけ今年度は入札制度改革を進め、ぜひ事業者の経営環境をレベルアップする努力をすべきではないかとかねがね思っています。ぜひそこを進めてほしいと思います。

会長 いかがですか、ほかの委員の方。

委員 多分、次年度の予算にかかわる下限額についてはこのスケジュールリングだと思うんですが、それ以外の今の入札制度もそうですが、公契約条例の周知や履行状況の確認の方法等々については、決して8月や10月に余りこだわらなくても、もう少し年間トータルで、スパンで見て、ただ、毎回毎回同じ話をしてもなんなので、ある程度回ごとに課題を絞って、何かもう少し年間計画で、今回は入札制度改革について2回やるとか、もしくは履行状況についての確認方法についてやるとかという課題を明確にした上で、もう少し適正化委員会の回数をやってはどうかなと。余りまた10月までに無理やりその間に入れると皆さんのスケジュールが合わないと思いますので、何かそのような形で御検討いただけたらなと思います。

会長 何かございますか。

委員 特にありません。

会長 11月等々のところに、先ほど申し上げましたが間に合わせるには1つはこれだと。先ほどチェックシート等も見直しの検討とありますが、それも今年度まだ進められていないんですよね、チェックシートの。そこら辺がある程度進んでいったりとか、それから営繕のところの積算の問題の見直しについても、見直しというか、どういうシステムでいくのかというあたりの方向性なんかもわかった段階では、私自身10月でということではなくて、その後でもそういう方向性を1つのベースにしながら議論する必要というのが翌年度にもつながっていくだろうとは思っていますので。そこら辺のその進みぐあいと合わせて、第3回の適正化委員会というのをどういう時期に設けるかというのは事務局のほうと、それからあといろんなその状況とあわせて進めていくというような形でいかがでしょうかね。そこら辺、何かございますか。

事務局 正直な話、予算との関係もありますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

会長 予算は余り関係なしで、ただでも……。

事務局 そういうわけにはいきませんので。

委員 先ほど積算の方法を秋口と言っていた、当然その結果を見てとなったら、もう全然論外になってしまうんですけれども、どういうふうにやっていくんだというのは、例えば秋口ということは8月とかに出ていないですかね。

事務局 ちょっと済みません、営繕担当課が今検討を進めているものですから。

委員 いや、そのことがなければ、入札制度改革が進んでいくというのが見えなければ、労働報酬専門部会で下限額を決めるといっても何も変わらないと思うんですよね。

委員 そこだけやっているという結果になってしまいますよね。

委員 いや、その金額は、結局は入札制度改革をして事業者にも払える単価がなければという担保ではないけれども、こうやって変わっていくよといのが見えれば、それだったら払えるかもしれないというのが見えなければ、労働報酬専門部会で、今言ったここはあくまでもスケジューリングじゃないですか、予算に。となれば、例えばその秋口に出そうとしていこうというものを、こういうふうにやっていくんだよというので少しでも兆しが見えるのであれば、それも検討、要は下限額を決める上で大きな検討材料になるだろうと。であれば、定期的にやる開催、委員と僕は基本的に意見は賛成ですけれども、例えば8月第2回部会のときに、多分ここら辺でほとんど下限額が決まるんでしょうから、実はこういうふうには検討していて、積算はこういうふうにはやっていくつもりなんだよというのがちょっと示せるような、となれば委員会とセットだとかというふうには考えないと、なかなか議論がいい方向にという意味では進んでいかない気がするんです。ぜひそこはちょっと、今から、今は6月の頭ですよ。秋口でやろうという話が出ている、どうだろうか8月にという提案をぜひしていただいて、考え方だけでも出してもらおうと、秋口に入れようとしている考え方をと。ぜひそれはお願いをしたいですね。

委員 こうなりましたというのをい出されても、もうそこから先を変えるのはちょっと難しいと思うので。

事務局 実際に検討しているのが私どもではなくて営繕担当が検討しているものですから。

委員 なのでお願いをしてほしいと。今できるか答えられないと思いますけれども。

事務局 ちょっと状況も詳しくはわからないところもありますので、御意見あったことは伝えておきますので。

会長 予算の問題と言われちゃうとちょっとあれだけれども、少なくとも前

回、必ずしも十分に議論できていなくて、頭出しぐらいになっている課題というのがありますので、そこら辺についてはいろいろと意見交換ができればとは思っていますので。そのために委員会開催が必要ということも、私の中ではもう1回ぐらいは必要だなという頭はありますので、その上で事務局のほうと、それが場合によると10月にやったら、先ほどちょっとありましたけれども、いろんな結果みたいなものが1月ぐらいになるかもしれませんという話もありましたが、何か材料があってちゃんと議論ができるような形にしていかないと、空中で動いているだけではなかなかあれだと思いますので。少し事務局と検討させてください。

この御提案の中では、労働報酬専門部会を7月ぐらいに開いたらというお話がありますが、これはこれでよろしいですか。

委員 ここに委員がおられないのですけれども、日程をいただいていますので、きょう定めてしまったほうがいいんじゃないでしょうかね。8月はいろいろ忙しいと思いますので。

事務局 委員から日程をいただいていますので、専門部会の皆様には委員会閉会后に1回目、2回目の日程調整をさせていただきたいと思います。

会長 以上で一応案件は終わっていますが、よろしいでしょうか。きょうはまだスタートというか。

委員 参考までにですが、入札監視委員会は今年度は開かれているのですか。

会長 秋です。

事務局 その予定です。

会長 秋に開催の予定です。

委員 昨年は何回ぐらいおやりになったのですか。

会長 今は年間のやつですから、去年2回やったんでしたっけ。

事務局 ここ3年ほどは年1回です。その前が2回です。

会長 昨年場合は、その前の年度の案件、ことしで言うと2016年度の案件から7月か、その間に発注といいますか入札に対応したものを11月かそれぐらいに。工事案件からすると、2016年度の案件が対象になるというようなことで、秋に開催予定です。まだ打ち合わせしていないので恐らくという。最低1回はやらなければいけないのです。

それでは、今期第1回の公契約適正化委員会をここでお開きにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

午後2時59分閉会